

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年四月二日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

松野三佳 東京都西東京市田無町四丁目二一番八―四〇一号

二 送達すべき書類の名称

県道東広島本郷忠海線改築工事（広島県三原市小泉町地内）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在地	地番	地目		積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
三原市小泉町字大谷	三七五八番	原野	原野	一六	一六・〇〇	一六・〇〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年四月九日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。